

令和2年9月11日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて

今冬のインフルエンザワクチンについては、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる約3,178万本を確保できる見込みです。一方、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。

インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等¹が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種対象者となっています。また、日本感染症学会の提言²では、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）、小児（特に乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生））への接種が強く推奨されるとされています。

これらを踏まえ、次のインフルエンザ流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者のほか、日本感染症学会の提言で接種が強く推奨されている方々（医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々）がインフルエンザワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種の時期についての呼びかけを行うことといたしました。

貴職におかれましては、予防接種法上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

¹ ①65歳以上の者又は②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2）

² 今冬のインフルエンザとCOVID-19の備えについて（令和2年8月3日一般社団法人日本感染症学会提言）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000663057.pdf>

1. 現状について

- インフルエンザワクチンについては、4 価ワクチンに変更された平成 27 年以降で最大の供給量となる約 3,178 万本を確保できる見込みである。一方、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。
- インフルエンザワクチンについては、65 歳以上の方等が予防接種法に基づく定期接種対象者となっている。また、日本感染症学会の提言では、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）、小児（特に乳幼児（生後 6 ヶ月以上）から小学校低学年（2 年生））への接種が強く推奨されるとされている。
- このため、次のインフルエンザの流行に備え、①予防接種法に基づく定期接種対象者に加えて、②医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後 6 ヶ月以上）から小学校低学年（2 年生）までの方々についても、インフルエンザワクチンの接種（任意接種）を希望する場合は、その機会を逸することのないよう、接種の時期について次のように呼びかけを行うこととする。

2. インフルエンザワクチン接種の呼びかけについて

- 原則として、①予防接種法に基づく定期接種対象者（65 歳以上の方等）の方々にインフルエンザワクチンの接種を希望される方は 10 月 1 日（木）から（※）接種を行い、それ以外の方は、10 月 26 日（月）まで接種をお待ちいただくよう、国民に呼びかける。
- 10 月 26 日（月）以降は、特に、②医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後 6 ヶ月以上）～小学校低学年（2 年生）の方々に、インフルエンザワクチンの接種を希望される方に対して、接種できる旨を呼びかけることとする。
- なお、これら以外の方々についても、10 月 26 日（月）以降は接種をお待ちいただく必要はない。

（※）自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ること。

3. 留意事項について

- 厚生労働省では、インフルエンザワクチンの接種時期の呼びかけについて、厚生労働省ホームページやリーフレット（別添）等を用いて周知することとしている。

これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。

- このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」をはじめとする①密閉、密集、密接の３つの「密」の回避、②手洗い、咳エチケット等の実施、③定期的な清掃、十分な換気の実施等の具体的な対策について、厚生労働省ホームページやリーフレット等を用いて周知している。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、新しい生活様式の定着に向けて、広く周知を行うこと。

(参考) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ
Q & Aについて

Q 1. 季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

- 2020/2021 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、4 価ワクチンに変更された平成 27 年度以降で最大の供給量となる約 3,178 万本（成人で 1 回接種の場合、約 6,356 万人分）を確保できる見込みで、これは統計のある平成 8 年以降、最大だった昨年度の使用量（約 2,825 万本）と比較して、約 12%多い量になります。
- 厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Q 2 インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

- 呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されるなか、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性あることから、定期接種対象者に加え、医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後 6 ヶ月以上）から小学校低学年（2 年生）までの方々と、希望される方々に接種の機会が行き届くよう、接種時期のご協力をお願いします。

Q 3 呼びかけ対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないといけないのでしょうか。

- インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。
- インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願いいたします。

Q 4 呼びかけの対象者となる医療従事者や基礎疾患の定義は何でしょうか。

- 今回の呼びかけは、日本感染症学会の提言等を踏まえて、定期接種対象者に加えて、医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後 6 ヶ月以上）から小学校低学年（2 年生）までの方々を対象に、希望される方に接種の機会が行き届くよう、呼びかけを行うものです。
- 呼びかけを行う方以外のワクチンの接種を妨げるものではないことから、厳密な定義を設けることは考えておりません。かかりつけ医などとも相談しつつ、各自でご判断いただくようお願いいたします。